

河川占用許可に関する基準

1 通行路

浜松市管理河川（準用河川、普通河川、都市下水路）に通行路として橋梁を設置し、利用する場合の許可基準は次のとおりとする。

(1) 通行路の幅について

イ 通行路の幅は通行路規格表（表1）を標準とする。ただし、人、乗用車のみが出入する住宅の通行路にあつては、必要最小限の幅とする。

ロ 通行路の幅が6 mを超える場合は、6 mを超える理由書を提出すると共に、利用する車種を明記し、駐車場内の利用図面、転回図及び軌跡図を作成し提出すること。

(2) 通行路の構造は、河川構造物（護岸等）に影響を与えない構造とする。

(3) 同一敷地における通行路の設置箇所数は表2を標準とし、通行路相互の間隔は5 m以上とする。ただし、間口が15 m以上30 m未満の給油所、駐車場、大型車両もしくは貨物車両の出入りが多い工場、その他これらに準ずる施設においては、通行路相互の間隔を5 m以上とした上で、通行路の幅が8 m以内の場合に限り、通行路を2箇所とすることができる。

(4) 通行路の設置箇所は、原則として次に掲げる場所以外に設けるものとする。ただし、民家等に所有者等の自家用車が入り出す通路で、交通安全上特に支障がないと認められる場合で、他に通行路を設置できない場合は、ロ、ハ、ホについて、また、所管警察署長との間で、その設置について協議が整った場合は、イ及びニについて、それぞれ適用しないことができるものとする。

イ 横断歩道及び前後5 m以内の部分。

ロ バス停留所の前後10 m以内の部分。

ハ 地下道、横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分。

ニ 交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。

ホ バス停車帯の部分。

へ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く。

ト 交通信号機、道路照明灯の移転が必要な箇所。ただし、公安委員会及び道路管理者が移転を認め、申請者が移設する場合を除く。

表1 通行路規格表

通行路利用車種	通行路（橋梁）設置幅
乗用車・小型貨物自動車用	6.0m以内
普通貨物自動車用（6.5 t 積以下）	8.0m以内
大型・中型貨物自動車用（6.5 t 積を超えるもの）	12.0m以内

（注）トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

表2 通行路設置箇所数

間口延長	通行路設置箇所数
30m未満	1 箇所
30m～50m未満	2 箇所以内
50m～100m未満	3 箇所以内
100m以上	4 箇所以内

構造基準

1 橋梁構造及び強度

- ① 水路構造物に荷重をかけない構造とする。
- ② 橋梁の構造は、車両乗入れに耐えられる構造物とする。（ボックスカルバート構造で施行することもできるものとする。ただし、ボックスカルバートの大きさについては、幅は既設水路上幅以上、また、深さは既設水路深以上とする。なお、取り合い部分に鉄筋等により補強を行い施行すること。）

2 橋台設置位置

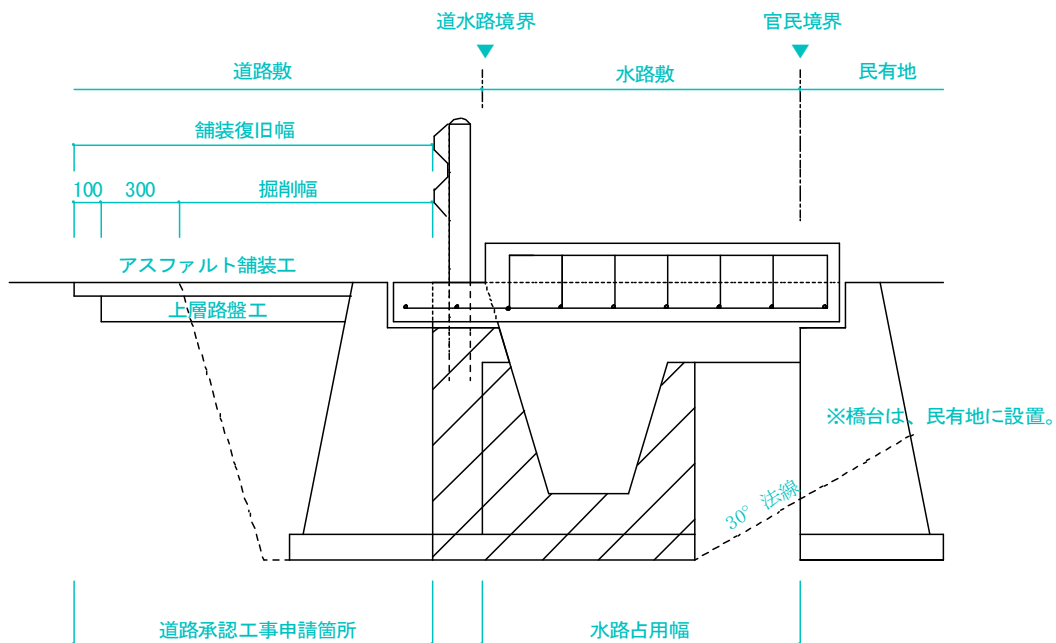
- ① 橋台の設置位置は、水路敷内への設置は認めない。ただし、道路側橋台は、既存水路構造物の状況により、既存水路壁を取り壊し、水路壁と一体的に施行することもできるものとする。
- ② 橋台の設置位置（深）は、水路構造物の下床から30°法線以下に設置することを原則とする。

3 床版設置位置

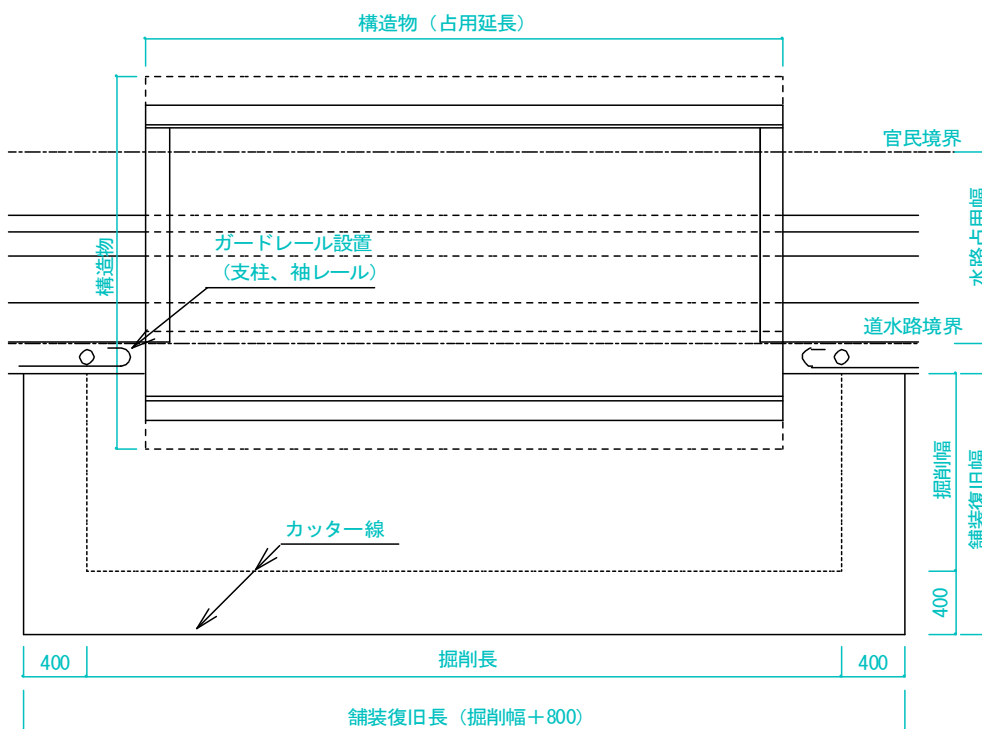
床版設置位置は、流水河積を侵さない位置で水平に設置するものとする。ただし、道路高との関係で流水河積を侵さないと設置できない場合には、河川管理者と協議のうえ設置位置を決定するものとする。

例1 一般的な通行路の設置

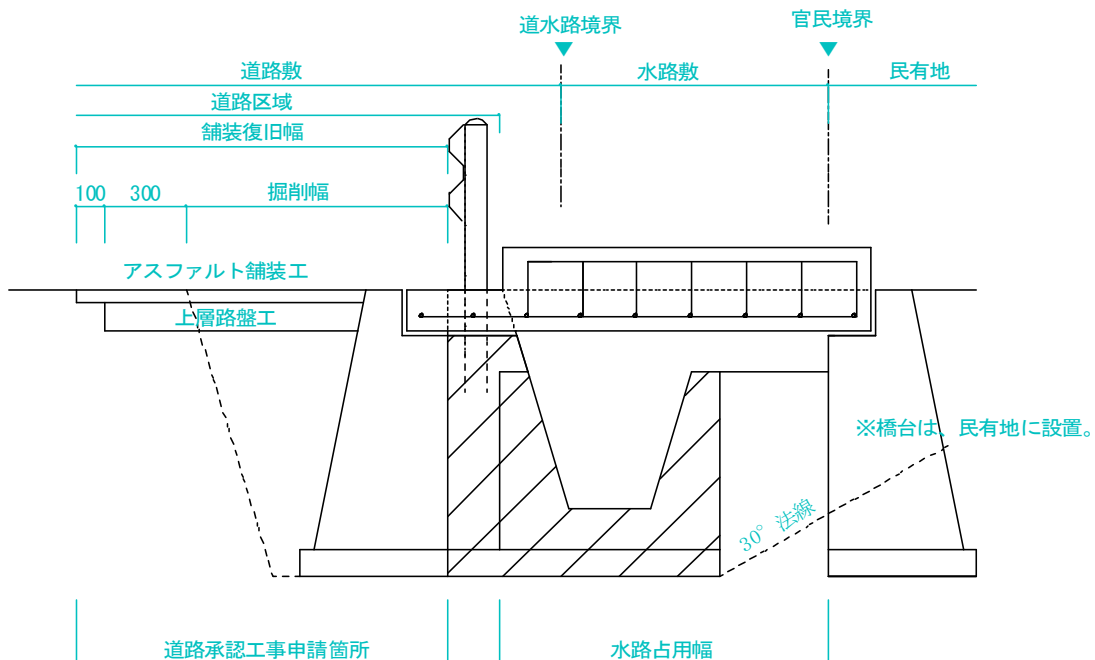
断面図



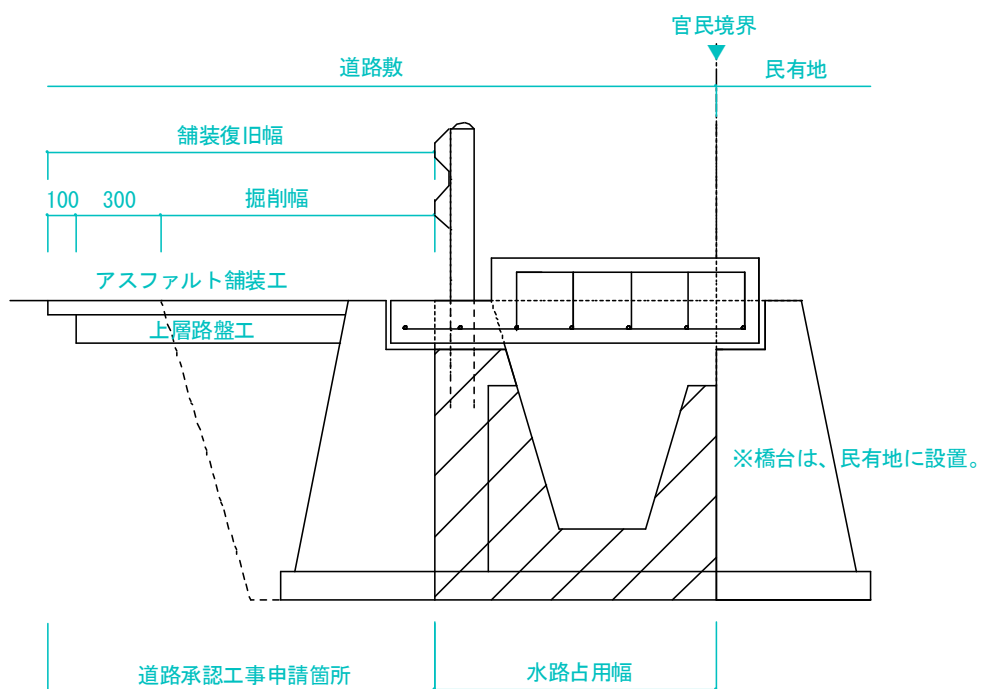
平面図



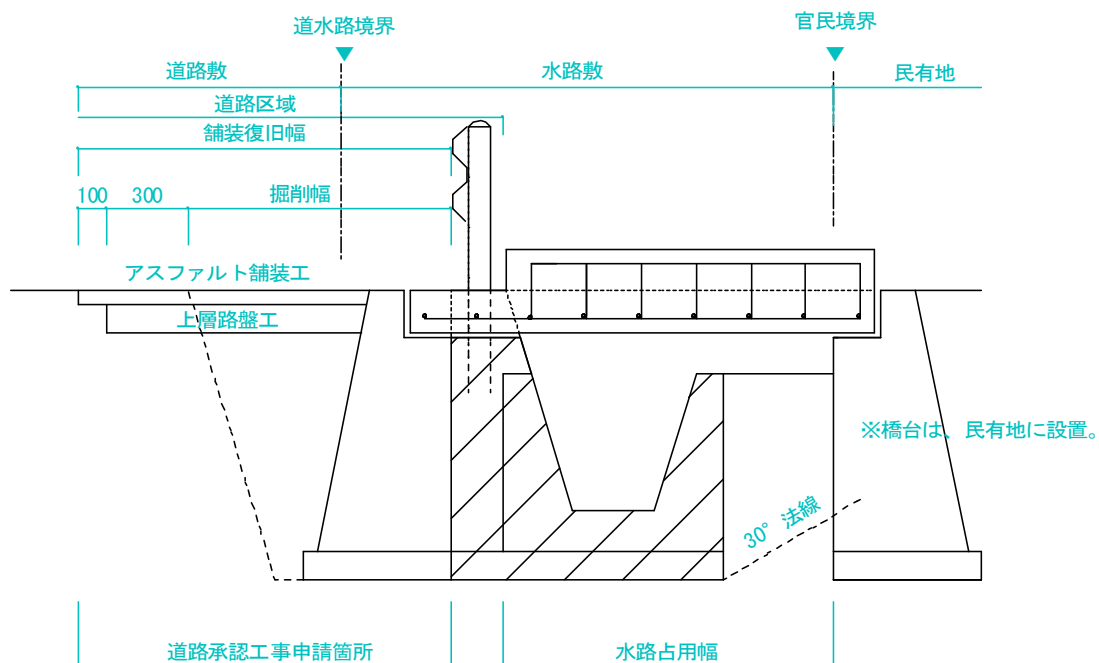
例 2 道路敷の一部を水路構造物が占用している場合



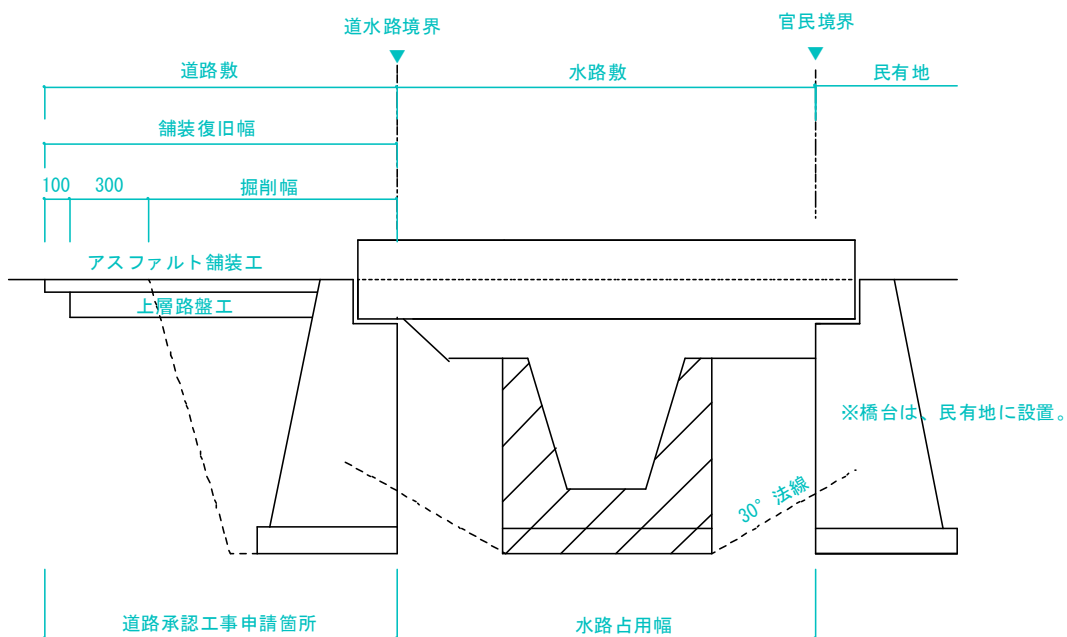
例 3 水路構造物の全部が道路敷を占有している場合



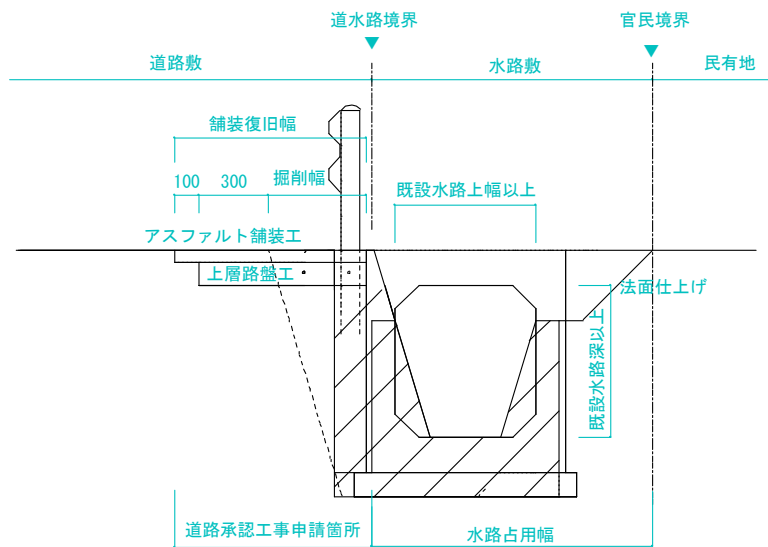
例4 水路敷の一部を道路が占用している場合



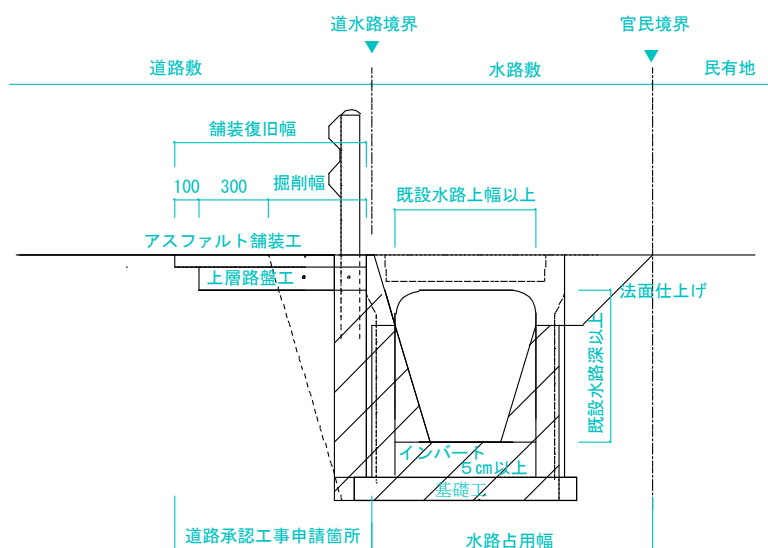
例5 水路敷の両側に法面がある場合



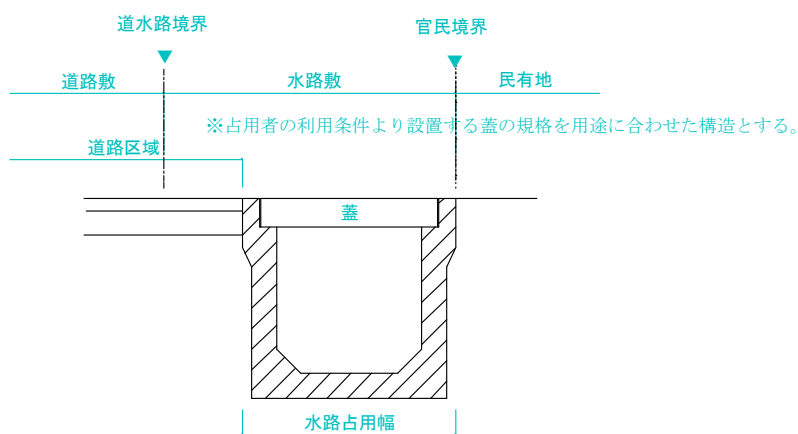
例6 ボックスカルバート設置の場合



例7 自由勾配側溝設置の場合

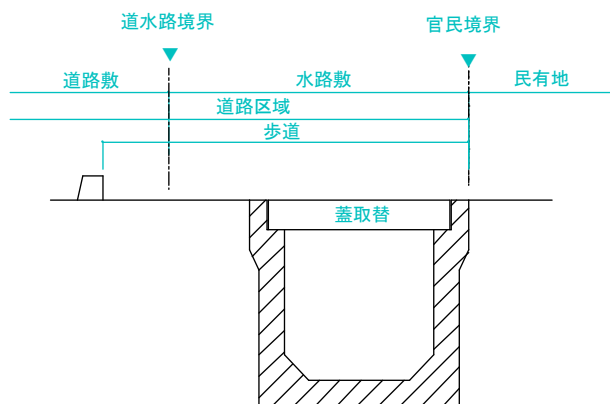


例8 蓋掛構造の水路の場合



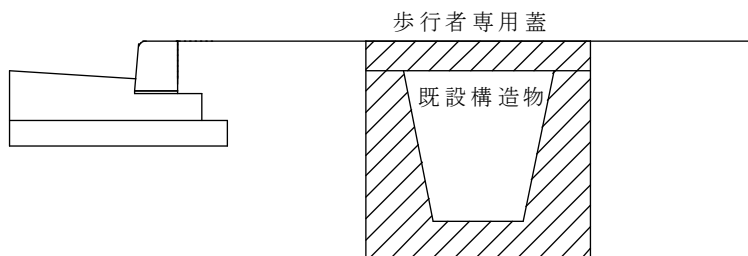
例9 水路へ歩道が設置されている場合

(例1)

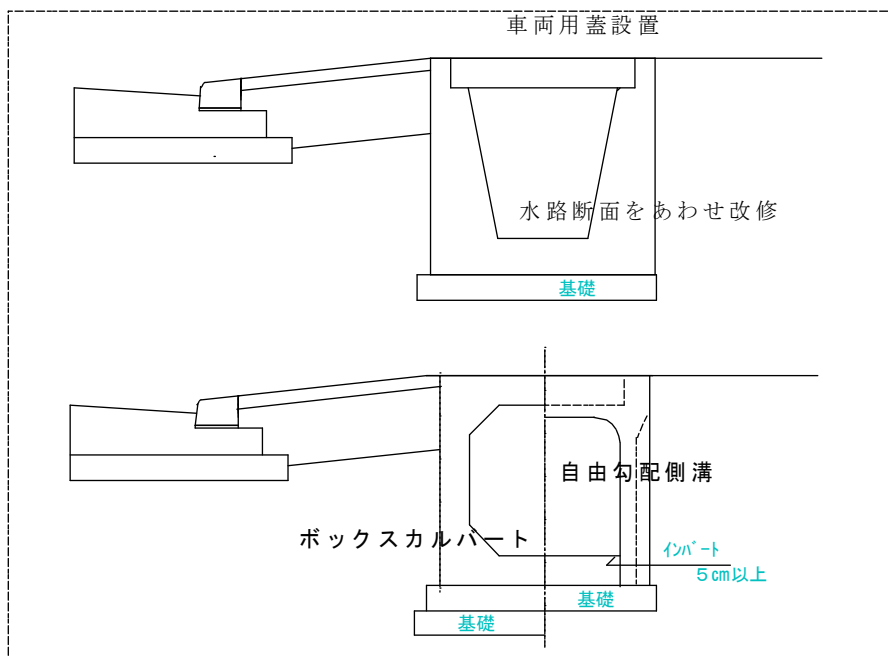


※占有者の利用条件より設置する蓋の規格を用途に合わせた構造とする。

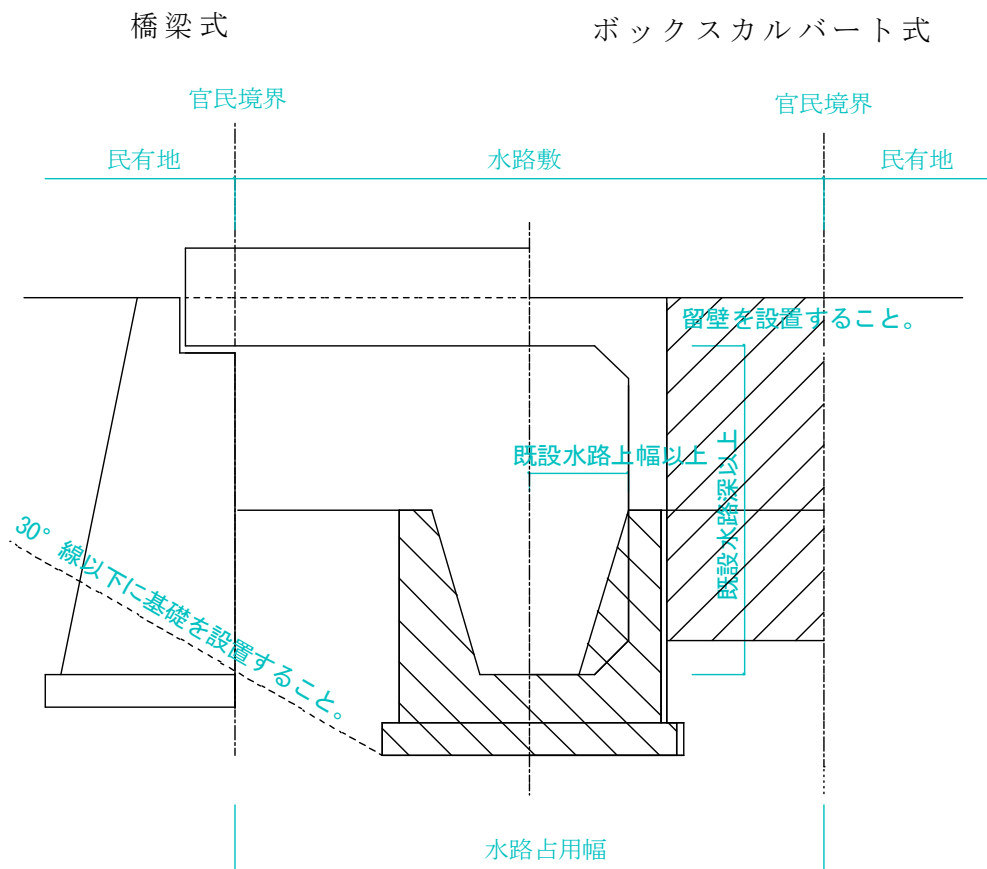
(例2)



改修例



例10 民有地間の通行路設置



※ 原則として、民地に橋台を設置した上に床版を乗せ通行路とする。ただし、維持管理等について、管理者と協議し承認を受けた場合は、ボックス等に行うことができる。

2 排水管

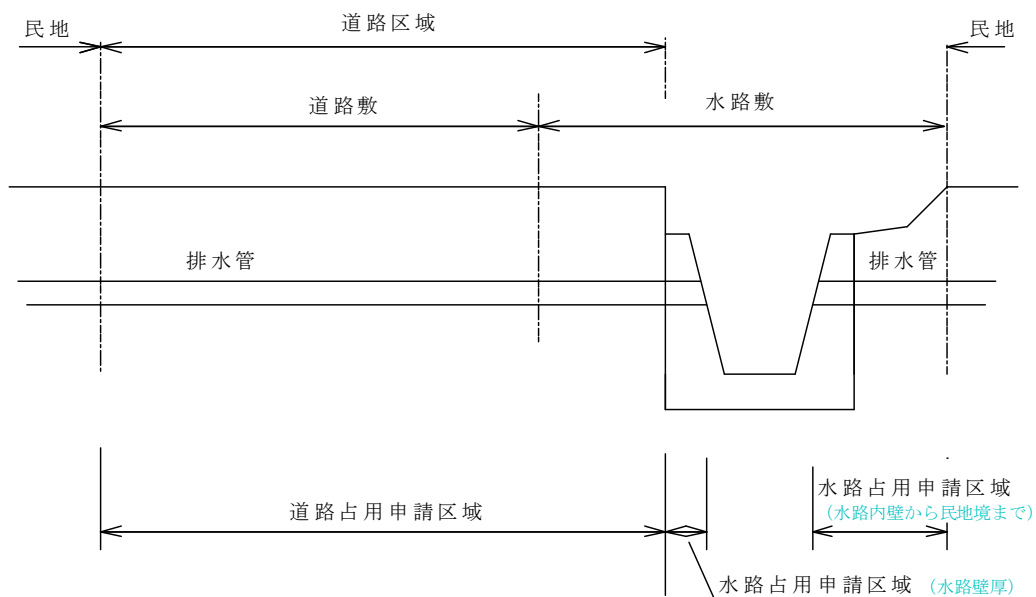
設置基準

1. 排水管の上流部には、泥溜 15 cm以上を確保する構造の柵を設置すること。
2. 排水管の吐口は、水路断面へ設置すること。(水路内に突起させない。)
3. 排水管の設置位置は、水路上端から排水管上までの距離は管の口径以上とする。
ただし、排水管底が排水路底と同一になる場合は、予想される土砂堆積分だけ排水路底より高い位置に設置する。この場合、排水路壁の補強対策を行うものとする。
4. 排水管は、排水路に対して直角に設置することを基本とする。

構造基準

1. 吐出管本体は、水密性のある堅固な構造とする。
2. 排水管の設置により、排水路壁の弱体が予想される場合は、補強対策を行うものとする。
3. 河床洗掘のおそれがある場合は、洗掘防止対策を行うものとする。

排水管占用（例）



3 管類等（水道・下水道・ガス管類等）

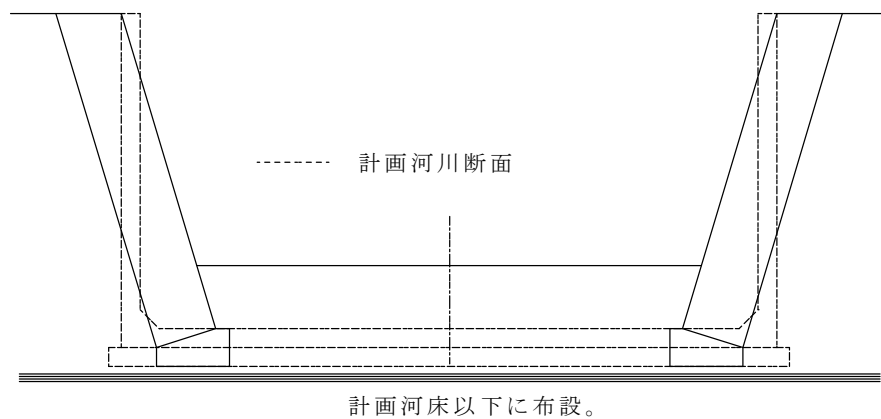
設置基準

1. 管は、排水路に対して直角に設置することを基本とする。
2. 計画横断形が定められている水路にあっては、計画河床の下の部分。計画のない水路については、現河床から1 m以上離れた下の部分。コンクリート構造で整備された排水路にあっては、構造物の下床から50cm以上離して設置すること。
3. 管類等は、原則として水路構造物の上を横過させない。ただし、橋梁に添架する場合並びに暗渠構造物の場合はこの限りではない。

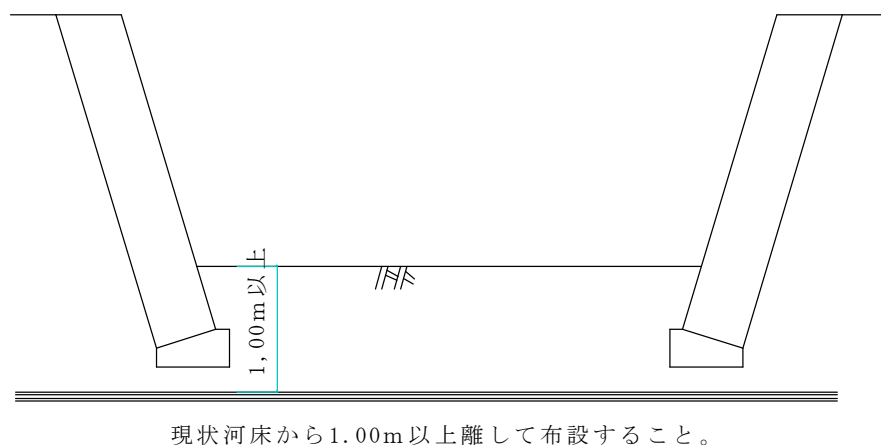
構造基準

1. 水密性のある堅固な管材を使用すること。
2. 圧力管を設置するときは、二重構造（鞘管）とすること。

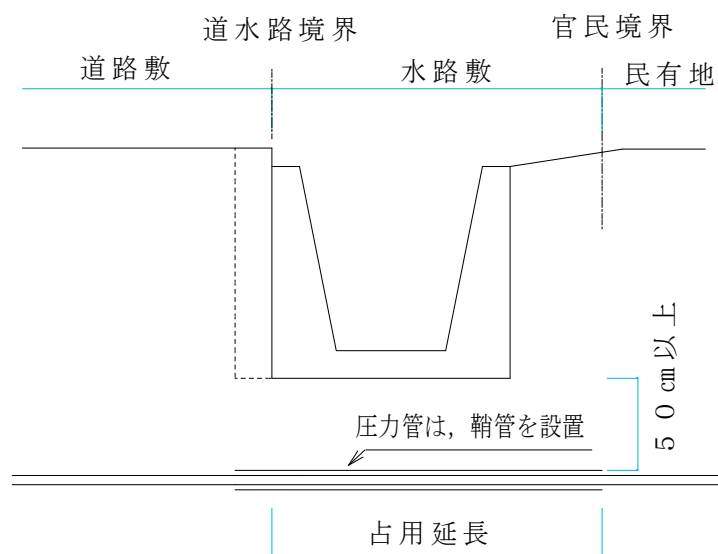
例1 計画横断形が定められている水路の下越し



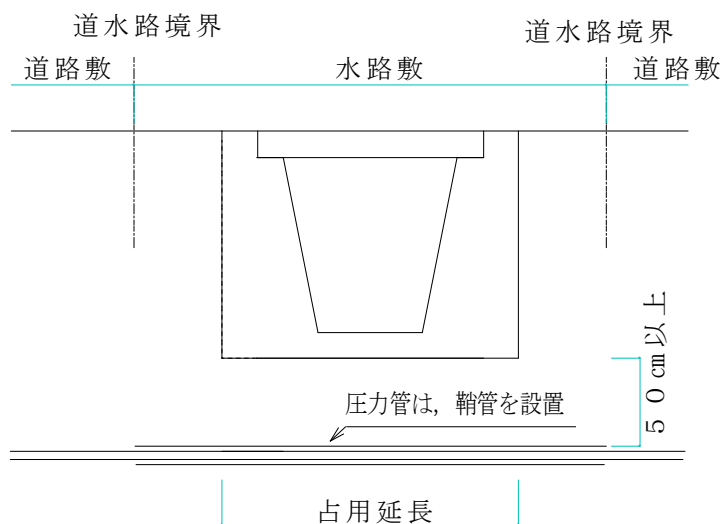
例2 整備計画がない水路の下越し



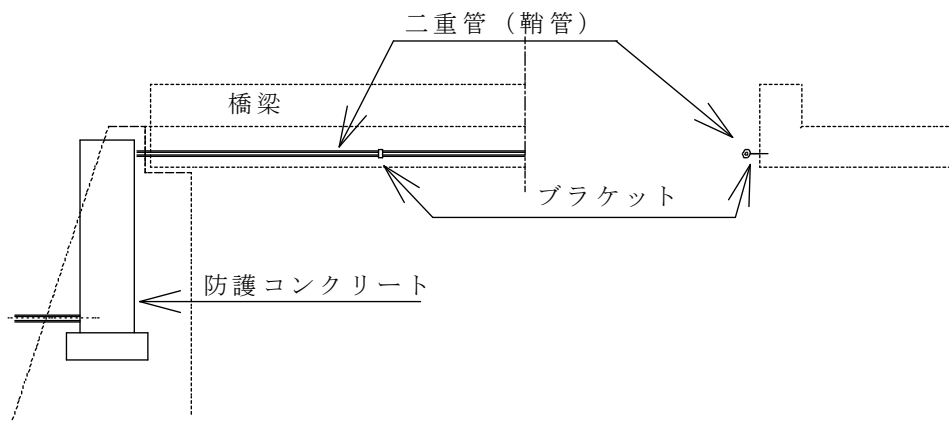
例3 コンクリート構造物で整備された水路の下越し



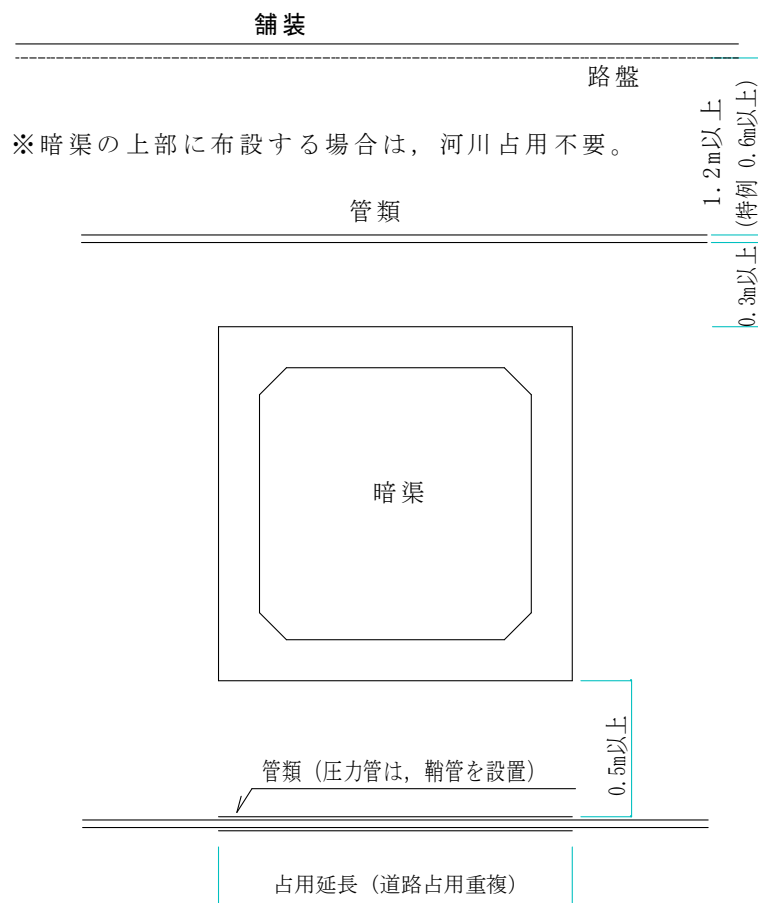
例4 コンクリート構造物で整備された市道橋の下越し



例5 橋梁に添架する場合



例6 暗渠構造物の下越し等



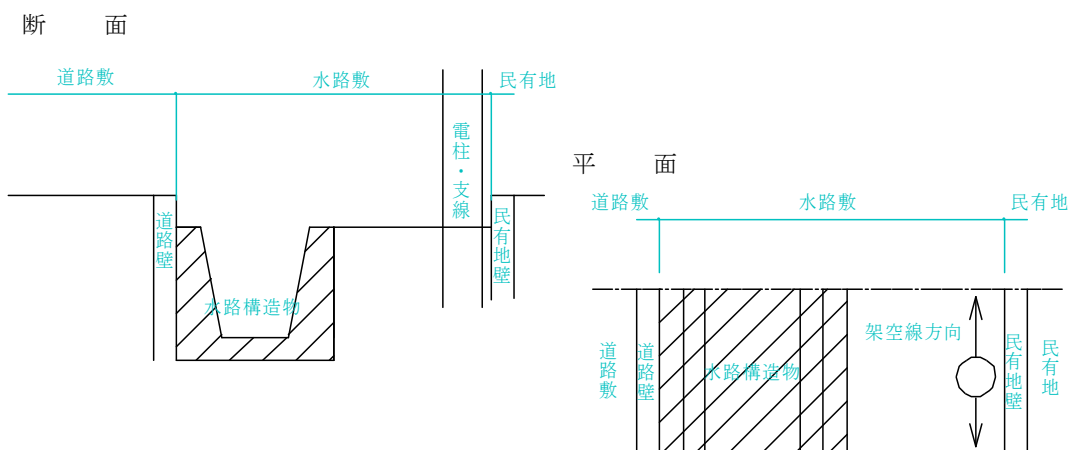
※道路占用料と河川占用料を重複して徴収することを避けるため、占用料の徴収に関しては道路管理者と調整するものとする。なお、各土木整備事務所が道路管理者である場合は、道路占用料を徴収し、河川占用料は徴収しないものとする。(令和4年7月13日追記)

4 電柱・支線

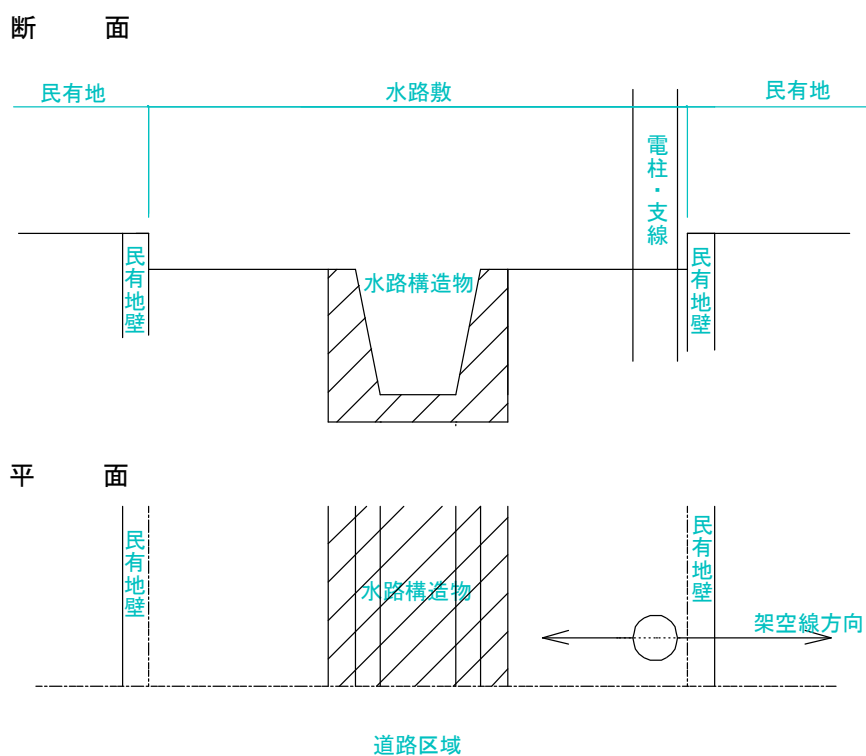
設置位置

1. 水路敷の法面で民地境界側に設置すること。
2. 水路の維持管理に支障のない位置に設置すること。

例1 水路敷が道路と平行の場合



例2 水路敷が道路と直角の場合



5 ゴミ集積場

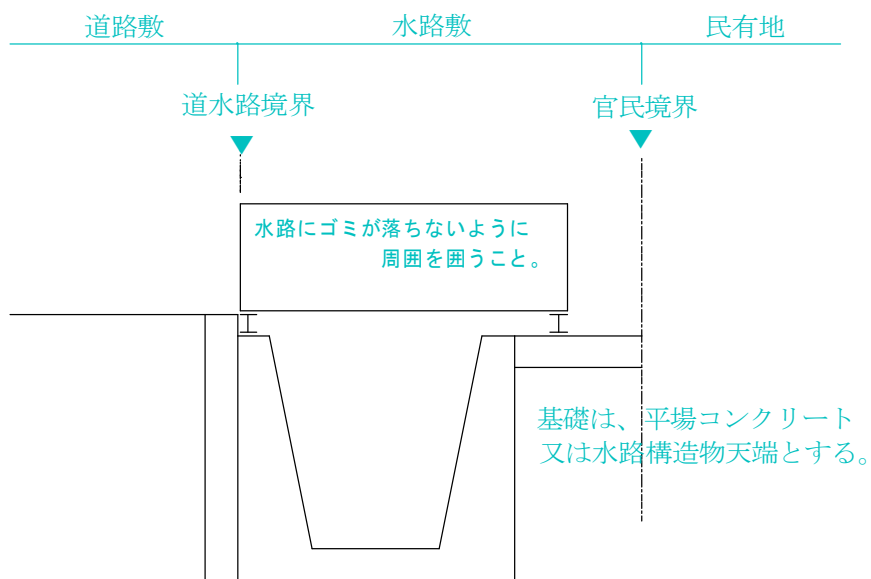
構造基準

1. ゴミが集積施設から河川に落ちないように構造とすること。

設置位置基準

1. 河川の維持管理に支障をきたさない位置に設置すること。

例1 水路敷が道路と平行の場合



例2 水路敷が道路と直角の場合

